

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月二十日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第六十五号

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則

東京都北区予算事務規則（昭和三十九年二月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

<p>1 契約（他に規定するものを除く。）</p>	<p>三十万円以下</p>	<p>2 付合契約及びこれに準ずる契約</p>	<p>3 報酬及び費用（他に規定するものを除く。）</p>	<p>4 会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費</p>

13 等 の 収 容 者 に 係 設	12 査 認 に 係 る 委 託 料	11 公 債 費	10 除 く 。 ） 規 定 す る も の を	9 基 づ く 扶 助 費	8 図 書 の 製 本	7 費 及 び ガ ス 工 事	6 除 く 。 ） 規 定 す る も の を	5 削 除
--	--	-------------------	---	---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	-------------

規 京 課  
則 都 長  
第 北 及  
二 区 び  
条 会 所  
に 計 長  
規 事 (   
定 務 東

を

<p style="text-align: center;">18</p> <p>祭児移に 費一送係国 時費る民 金、療健 及出養康 び産費保 葬育、険</p>	<p style="text-align: center;">17</p> <p>費診 及療法 び報律 拠酬に 出、基 金医づ 療く</p>	<p style="text-align: center;">16</p> <p>指 定協 管定 理に 料基 づ く</p>	<p style="text-align: center;">15</p> <p>加及収濟 算び入償小 金こ金還切 れの金手支 に還並び払 係付び未 る金に</p>	<p style="text-align: center;">14</p> <p>女急急金 性小小、母 福口口母子 祉資資子福 資金金福祉 金及、祉資 び応応</p>	<p>る 賄 費</p>
--	--	--	--	---	----------------------

をす  
いる課  
う。長  
及び  
所長

3 物件の借入契	2 約 財産の買入契	1 の 請負契約 工事又は製造
四十万円以下	八十万円以下	百三十万円以下

23 交際費	22 療 祭費 制度に係る葬	21 金 事 業 に 係 る 負 担	20 付 る 金 給 付 費 及 び 貸	19 削 除 保 険 に 係

9 食糧費、修繕	8 規 報 定 償 す 費 る 費 も (他 の を に 除 く。) )	7 職 会 員 計 に 年 係 度 る 任 職 用 員 手 当 及 び 共 濟 費	6 弁 報 償 酬 (他 及 に び 規 費 定 用 す る も の を 除 く。) )	5 付 合 合 契 約 及 に び 準 ず ず る 契 約	4 契 約 約 (他 に 規 定 する も の を 除 く。) )	約
					五十万円以下	

16 金、母子福祉資 金、母子福祉資 金	15 る等の児童福祉 に収容者に係 る児童福祉施 設	14 査認定の医学的 に係る委託料 検査	13 公債費	12 除規定するもの を	11 基規則及び要綱 に基づく扶助費 に	10 図書の製本	費及びガス工 事
-------------------------------	--	-------------------------------	-----------	--------------------	-------------------------------	-------------	-------------

を  
い  
う  
。  
）  
及  
び  
所  
長

規  
則  
第  
二  
条  
に  
規  
定

京  
都  
北  
区  
会  
計  
事  
務

課  
長  
及  
び  
所  
長  
（  
東

に、

21 介護保険に係	20 祭児移に 費一時送係 金及出療 び産費、 葬育、 育、 費、 に 係 る 療 養 費 、 保 険	19 費診 及療 び報 拋酬 出、 金医 療	18 指協 定管定 理に 料基 づ く	17 加及収濟 算び入償 金こ金の れ還金 に還並 係付び る金に 未	急急 小小 口口 資資 金金 及 び 急 小 口 資 金 及 び 女 性 福 祉 資 金
--------------	---	---	---------------------------------------	---	---



区立学校		
3 労力の委託その他の供	2 物件の買入れ	1 の工事又は製造の請負
四十万円以下	五十万円以下	五十万円以下
学校長		

24 交際費	23 療養制度に係る葬祭費	22 常生活支援総合事業に係る負担金	る給付費及び貸付金

を

付  
則

区立学校				
5 交際費	4 定するものを除く。 ） 契約（他に規	3 約 物件の借入契	2 約 財産の買入契	1 の請負契約 工事又は製造
	五十万円以下	四十万円以下	八十万円以下	百三十万円以下
学校長				

4 交際費	給契約

に改める。

この規則は、令和三年一月一日から施行する。